

埼玉の くらしと 社会保障

2019年10月1日発行 第282号(毎月1回発行)
発行 埼玉県社会保障推進協議会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8

自治労連会館1階

電話048-865-0473 fax048-865-0483

「埼玉社保協」と検索下さい。ホームページあります

中小業者を切り捨てないで 「10月消費税10%ストップネット」が 国会内集会を開催



民商・全商連も加盟する『10月消費税10%ストップネット』は9月12日、何としても消費税増税をなんとしても阻止しようと、国会内集会を開催しました。

衆議院第2議員会館内の会場には予想を大きく上回る600人以上がかけつけ、入りきれずに会館前でも緊急集会を開くほどでした。

集会には立憲民主党、国民民主党、日本共産党の国会議員13人の出席とれいわ新選組からビデオメッセージが寄せられました。

全国から集まった署名108万6001人分を国会議員に手渡し「全国国会議員に『今すぐ国会で徹底審議し、増税中止の決断を』の要請を強めていこう」とのアピールを採択しました。

集会後は、日比谷公園前から東京駅近くまでの銀座パレード。沿道から手を振る人や「頑張って！」と拍手で歓迎してくれる人もたくさんいました。

民商・埼玉商連は、この日の午前中に埼玉選出の国会議員30人を訪問し「消費税増税に半数以上の国民が反対している中、国会で徹底議論するよう」要請。全国業者婦人の実態調査(埼玉抽出)のデータを示し「年営業所得300万円以下が50%、家業だけで生活出来ないと回答している方が半数近くいる現状で、消費税を10%にすれば、更に生活が苦しくなる。消費税を価格に転嫁出来ていないと回答した方が40%以上いる中でインボイスを実施すれば、これまで免税業者(所得1000万

円以下)だった方も取引との関係で課税業者を選択せざるを得なくなる。これでは、仕事を続けることは出来ても消費税を払うことになり、営業がますます苦しくなる。加えて、今でも家業だけで生活出来ないから業者婦人がパートを掛け持ちして生活を支えているのに、複数の税率を帳簿つけする作業が加われば、今より睡眠時間が減り体を壊してしまう。私たち中小業者は切り捨てですか？」と、業者の実態を伝え、消費税増税・インボイス制度の中止を訴えました。

(埼玉県商工団体連合会 大藤 朋子)

埼玉県の最低賃金「926円に」 制度開始以来最高水準の引き上げ

埼玉地方最低賃金審議会は、8月5日に、昨年の898円を28円引き上げる「時給926円」を答申し決定しました。

28円の引き上げは、制度開始以来最高水準の引き上げとなりました。しかし、結果として東京都との格差が縮まらなかったことは、労働人口の流出の解消という点で納得できるものではなく、課題を残しました。



最低賃金制度は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」(最低賃金法第1条)ことを目的としていますが、残念ながら東京との87円の格差は是正されず、公正な競争力という観点からも法の要請に応えたものとはなっていません。東京との格差が是正されない限り、東京に隣接する埼玉県の労働者が、同一の労働でより高い賃金を求めて東京に職を求め、結果として人材確保が困難な職種で人手不足を解消することができません。

実際に、地域の商工会や商工会議所と意見交換した中では、「人材不足」がもっとも大きな悩みとして挙げられています。こうした地域の悩みにこたえていくためにも、引き続き、最賃引き上げの運動を強めていく必要があります。

まずは、新しい最賃額926円を周知していきましょう。

(埼玉県労働組合連合会 加藤 靖)

「人権といのちが輝く社会保障をともに」 金沢で第47回中央社会保障学校

8月29日～31日に石川県金沢市で「人権といのちが輝く社会保障をともに」をテーマに第47回中央社会保障学校を開催しました。主催者あいさつの井上学校長は、「国民の多くの関心は、憲法改正よりも社会保障の充実だ」と権利としての社会保障を深め合おうとあいさつがありました。1日目は2つの講演を行い、小森陽一氏から【憲法9条を巡る情勢と私たちの課題】として「25条と9条は一体であり、生きることを憲法が保障することは当たりで、両方を発展させていくことが重要」と訴えがありました。井上英夫氏は【平和的生存権と人権としての社会保障－社会保障レボリューションの提起】と題して講演を行いました。両氏からは、生存権を問う朝日訴訟から人権意識は高まったとあり、会場質問で「人権感覚をどう作るのか」に対して、「世の中の不当を声にして、つらい・やだ・なんとかしてくれを議論すること」（小森氏）が大切とありました。また、「人権を破壊する憲法改悪は認められない。97条の歴史観が重要である」（井上氏）とありました。2日目は、社会保障入門講座や年金・医療制度改革などの6つのテーマの分科会と貧困問題のシンポジウムが行われました。分科会で講演した長友薫輝氏からは、都道府県単位化のねらいは、国が決めた医療費抑制方針を自治体に押し付けていることにあり、国保料の値上げが医療サービス低下を招いていると指摘しました。分科会発言で、埼玉社保協の川嶋事務局長から、滞納者の保険証取り上げ・資格証明書の発行を減少させてきた取り組みについて発言し、「発行すれば、その人の医療を受ける権利を奪うことになる」と自治体キャラバンでの担当者交渉の成果にふれ報告しました。シンポジウムは、北陸3県で活動する3氏より報告があり、子ども無料塾の南部氏からは、児童・生徒にさまざまな学びを伝えている実践報告、民医連の川合氏は、経済的理由による手遅れ受診の実例、年金者組合の大塚氏は、女性と高齢者の貧困について、各氏からは、安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みは、とても共感できる想いの伝わる内容でした。3日目は、市民公開講座で斉藤貴男氏から、「消費税と社会保障」についての講演がありました。生きるための憲法があれば、人の生きる権利を保障することができます。軍事費に使うのではなく、困った人に対して、やさしい社会保障制度の確立こそ必要であると改めて学ぶことができました。

(埼玉土建一般労働組合 保永 英樹)

国保改善、貧困と格差を なくしていのちを守ろう! 第27回埼玉社保学校に165人参加



27回目となった埼玉社保学校が9月8日さいたま共済会館で開催され、労働組合や市民団体など県内16団体、11地域社保協と3人の講師を含む168人が参加され開催することができました。

開会の冒頭に柴田泰彦会長が開会挨拶を行ない、これまでの貧困の解決に向け世界中の歴史的なたたかひの成果が日本国憲法に反映していることを強調し、学習する中で「分りやすい言葉」で創意工夫をこらした運動の展開をよびかけました。

今回の社保学校は3つの講座が行なわれ、講義後には若干の質疑応答も行なわれました。第1講座は「社会保障としての国保をめざして」と題して津市立三重短期大学長友薫輝教授、第2講座は「格差と貧困に立ち向かう実践と今後の課題」をテーマに聖学院大学藤田孝典客員准教授、第3講座は「新しい階級社会～日本社会の構造転換～」をテーマに早稲田大学橋本健二教授に講演していただきました。

最後に事務局から秋の社会保障強化月間に向けた行動提起を行いました。



第27回埼玉社会保障学校 講演の要旨

【第1講座】長友薫輝三重短期大学教授 「社会保障としての国民健康保険をめざして」

国民健康保険の仕組みは難しい。その原因は国が社会保障費抑制を行なうために様々なツギハギが行なわれ、どんどんややこしくなってしまったことにある。国民健康保険の都道府県化により、都道府県が市町村から集めるお金＝納付金を決め、市町村国保は保険料を徴収し、都道府県に納付金が納めるといふ役割分担になった。国保納付金は、都道府県が市町村から集めるべき額を決めるために、医療費指数反映係数 α と、所得水準係数 β があり、 α は0から1で、市町村間の違いを見ない場合は0、最も各市町村の違いを見る場合が1となる。「 $\alpha=0$ 」の場合、どこに住んでいても医療を利用する機会は同じと見なすということであり、現実の医療提供体制の違いは無視し、市町村の健康づくりの努力を反映しない事になる。2018年度は公費の投入、激変緩和措置、法定外繰入れ削減抑制の動きなど、保険料水準を引上げない抑制策があったが、今後は法定外繰入れの解消を目的に保険者努力支援制度を利用して誘導しようとしている。2019年度予算では法定外繰入については2018年度決算と2017年度決算の比較が行なわれ、マイナス査定をはじめ導入する。これには自治体も困っているはず。

国保運営方針は3年毎に見直しとなる。保険料は統一保険料率にするのか、法定外繰入れの扱い、事務処理の統一、財政調整交付金、保険者努力の支援制度などが問題となる。

【第2講座】藤田孝典聖学院大学客員准教授 「格差と貧困に立ち向かう実践と今後の課題」

NPO法人ほっとプラスには年300～500件の生活相談があり、そうした日々の実践から見えてきたことを社会に向けてYouTubeなどのSNSを利用し発信を続けている。「貧困は自己責任」という考え方を発信することで変えたいと考えている。2000年代前半頃大宮駅や川口駅周辺でホームレス状態の人に対して役所は「働くように」「家族を頼れ」「本籍地へ帰れ」「300円を渡し東京へ行くように」などと対応していた。私たちは現在でも川口駅などで月1回のホームレス訪問を行っている。相談に来られる人でネットカフェやビデオルームなどに宿泊する人が増加した時には、その人たちの生活実態をつかむためネットカフェに実際に宿泊してみる取り組みも行った。



1泊1,400円から3,000円位で街中にたくさんドヤがあるようなものだ。非正規労働者が多く中には正社員で低賃金の人もある。公的支援がないとこうした人を対象にした貧困ビジネスがはびこることにもなる。

日本の貧困率は2015年の数値で15.7%であり、OECD加盟国中6番目に高い。貧困率をゼロに近づけるには労働運動が重要だ。ワーキングプアと呼ばれる人たちが賃上げや残業代請求などを行ない、当事者とともに社会保障の要求を行なうことが必要だ。福祉国家型の脱商品化政策を行なうべきであり、人が生活するのに必要な分野、教育、医療、介護、保育、住宅などに優先配分すべきだ。一緒に要求を続けていきましょう。

【第3講座】橋本健二早稲田大学人間科学学術院教授 「新しい階級社会 ～日本社会の構造転換～」

「格差社会」はあまり分析的な言葉ではないので「階級」として把握したい。「階級」とは人々を経済的地位、社会的資産、職業などの異なるグループに分け、これらの間の格差を見るために使われる用語だ。資本家階級、新中間階級、労働者階級、旧中間階級の4つの階級に分かれる。

現代社会では非正規労働者が激増している。1992年には1,000万人弱でパート主婦が中心だった非正規労働者が、2012年には1,700万人になっている。非正規労働者は低賃金でまともな生活ができない人々で「アンダークラス」と呼ぶことにした。アンダークラスの実態は2015年の調査によると販売店員、事務員、清掃員など、企業の活動と人々の生活を底辺で支える仕事をしており、労働時間の平均は週36.3時間、週40時間以上働く人の割合は50.9%で仕事内容に満足している人の比率は26.3%と低い。また、未婚者の割合は男性で66.4%、女性で56.1%と高い。学校でいじめにあった経験のある人の比率は31.9%で、これも他の階級よりも高い比率だ。健康状態がよくない人の比率は23.2%で、うつ病やその他の心の病気の診断や治療を受けたことがある人の比率も20.0%で、他の階級よりも抜きん出て高い。心身ともに危うい状況になっても、手助けしてくれる人が少ない傾向であることを示している。

人手不足の解消と格差縮小には最低賃金を1,600円に引き上げること。人手不足は賃金が低すぎるからだ。そのためには政治構造の転換が必要だ。格差に対する認識が政党支持につながっており、格差拡大を容認している人は自民党支持率が高い。自民党議員が格差解消を目指すべきだと思っても、政策転換ができない状況にある。そこで、格差問題を最大の政治的争点とし、自民党議員も巻き込んで議論し、政策論争の軸にすべきだと提起したい。

(医療生協さいたま小野外民里さんの筆記記録を参考に編集部でまとめました)

川口国保での「子どもの均等割等減免」署名はじまる

2017年の「国保税上げるな」署名、国保運営協議会、キャラバンを通して、国保税の引き上げはストップさせていますが、今年は、貧困格差を広げるような国保税を少しでも改善させる「子ども均等割り減免」、「低所得者減免」をつくらせる署名を取り組み始めています。

この間、川口市では、国からの低所得者や子ども世帯への財政支援はすべて、一般会計からの法定外繰り入れ削減に使われ、川口市では30億円以上あったものが、昨年の決算では5億円となりました。

国保税は、所得比でみると、低所得、多世帯ほど保険税割合は高く、格差を広げてしまっている（社会保障が格差を広げる）問題を指摘し続けてきました。生活保護基準以下でも、4人世帯で300万円年収で35万円という負担となり、その滞納世帯に学資保険の差押えも行っています。

川口の子どもの均等割りをすべてなくしても、5億7千万円ですむのです。

川口市は、滞納世帯は減っているが、差押え世帯は急激に伸びていても、回収は限界を超えているせいかと思いますが、回収額は減っています。しかも、毎年、回収できず不納欠損処理をしている額は15億円ほどあります。それならはじめから公平・公正な減免基準「子どもの均等割、低所得者（生保基準の1.3倍以下）減免」を作れば、収納率もアップするし、「子育て支援の街」「公平・公正であること」「弱いところに光を当てる」という市長の政治信条にも合致します。

全国でも、子ども世帯交付金を活用して、子ども均等割減免が始まっています。

そのことを訴え、市長にも、議会にも、市担当課にも働きを強めていく予定です。

(川口市社会保障推進協議会 事務局長 東田 伸夫)

公平・公正な減免で、弱いところに光をあてる
川口国民健康保険制度をつくりましょう

★今でも高い国保税 (川口市での比較)

世帯	国保	協会けんぽ	国民健康保険(他)
①40歳単身……年収400万円	31万円	22万円	19万円
②40歳3人世帯……年収400万円 妻40歳……年収100万円、子ども	44万円	22万円	19万円

子どもが増える、37,000円アップ国保だけです。
子供の均等割り負担軽減を

所得比20%を超える世帯、10%切る世帯所得比では2倍以上の差あり、不公平です!
低所得者の保険税減免を
生保基準の1.3倍は減免(神奈川の例)など

★国保税が貧困格差を広げてる ひどい! 国保税額(国保税の所得比率)

所得	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
50万円	4.4万円 8.8%	6.9万円 13.8%	8.7万円 17.5%	10.6万円 21.2%
150万円	18.1万円 12.1%	23.1万円 15.4%	24.1万円 16.0%	27.0万円 18.05%
500万円	57.5万円 11.5%	62.5万円 12.5%	66.2万円 13.2%	69.9万円 13.9%
900万円	89.5万円 9.95%	90.8万円 10.1%	90.8万円 10.1%	90.8万円 10.1%

※川口市国保運営協議会報告資料より転載

最高限度額がない、この方は102万円(11.3%)
13万円も減免されている。

★生活保護基準以下の家庭にも 35万円の国保税
事例: 4人家族、夫48歳の年収300万円 妻37歳専業主婦 5歳、2歳
生活保護基準は301万円(家賃74万円含む)です。
月20万円での4人の生活、国保税だけで4万円(1割)は払えませんか!
減免申請しても、給付は減額していないので減免できないと回答される。

★財源はある 交付金の主旨を活かし、減免をしている自治体も増えてきている。

- 国からは、低所得者対象として10億円(国1/2、県市1/2)、また子ども対策(被保険者数に応じ)として8,000万円が川口市に毎年交付されています。
- 一般会計からの法定外繰り入れは30億円以上あったものが、昨年は5億円に。
- 滞納差押えでも回収できず、毎年15億円ほど不納欠損処理をしている。

子どもの均等割りを全部なくしても5億円強で、できます。

川口市で国保法44条の申請が認められました

Aさん(50代・男性)は自営業を営んでおり仕事に脳出血を発症しました。無職の妻と娘との3人で暮らしており、Aさんが一家の大黒柱であったため発症後一家は無収入となりました。自宅の住宅ローンも抱えており医療相談員としては自宅を売却、自己破産手続きをし、生活保護の申請をするしかないのではと考えました。しかし、家族としては自宅を手放したくないため妻と娘が働いて生活を立て直したいとの強い意向がありました。そこで国保の一部負担免除の申請(国保44条)を検討しました。

川口市の国保44条の運営基準を確認したところ以下の通りでした。

1. 入院治療を受ける必要があること
2. 入院月の収入が前3ヶ月と比べて減少していること
3. 入院月の収入が生活保護基準以下であること
4. 入院月の世帯の預貯金額が生活保護基準の3ヶ月分以下であること

Aさんはこの基準に該当するため川口市国保課の担当者へ連絡の上、収入状況の確認できる資料を持参し申請手続きに行きました。その後、審査は通り一部負担金免除の認定証が届きました。

医療費に関しては当面の間の負担を減らすことができました。しかし、退院後の生活費に関しては年金保険料の未払いがあり障害年金の受給はできず、傷病手当金などもないため家族の収入に頼らざるを得ないという厳しい状況は変わりません。労災の申請も行っていますが、業務との因果関係が認められるか不明です。

自営業者や低所得者に対する社会保障制度が最低生活基準の保障しかないのかということに呆然としてしまいましたが、負けずに少しでも生活を守るための支援をしていきたいと思います。(埼玉協同病院 石原香奈江)

川口市では、国保44条の適応となるのは『災害などの特別な理由により』減収となったことが条件であるとし、44条の相談をしてもなかなか受け付けてもらえませんでした。しかし、毎年の自治体キャラバンにて、国保一部負担金減免制度(国保44条)を利用しやすくし、経済的事由による手遅れ死亡事例が生じないようにという申し入れを継続して行ってきたことが、今回のケースにつながったのではないかと思います。また、制度の周知の部分では、川口市の国保パンフレットやホームページに国保一部負担金減免制度のことが掲載されたりと改善も見られています。今後も「市民の命と健康を守るために」という姿勢で、取り組みを進め、外来の医療費についても適応範囲に含めるなど制度の拡充についても訴えていきたいと思います。

(埼玉民医連 ケースワーカー(SW)部会発行
「拡大社会保障通信」9月11日付より)